全国町村会等の概要及び運営管理

Ⅰ　全国町村会等の概要

１．　全国町村会

大正１０年２月１２日創立

各都道府県内の町村長で構成する都道府県町村会をもって組織している。

なお、全国の町村数は、９２６町村（令和８年４月１日現在）である。

【事業内容】

１．都道府県町村会との連絡上必要な各種会議の開催
２．町村の行財政に関する調査研究並びに中央関係機関との連絡調整
３．「国と地方の協議の場」への参画
４．地方自治法第２６３条の３第２項に基づく、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣または国会に対する意見具申
５．全国町村長大会の開催
６．機関紙（町村週報）の発行
７．地方自治に関する資料の作成・配布
８．町村の財産の損害補填、町村職員の生命保険、個人年金事業

２．　一般財団法人全国自治協会

昭和１１年５月９日設立

全国町村長会（現全国町村会）が寄付を行い、財団を設立したもので、全国町村会とは表裏一体の機関として設立した法人（平成２５年４月１日、一般財団法人に移行）。

【事業内容】

１．会館の運営管理
２．町村が所有する建物の火災等による損害に対する共済事業
３．町村が所有する自動車の事故による損害に対する共済事業
４．地方自治の振興に関する調査研究　等

３．　全国町村職員生活協同組合

昭和２９年４月１２日設立

消費生活協同組合法に基づき、町村職員の生活の経済的改善向上等を図ることを目的に設立された組合。

【事業内容】

１．町村職員の住宅の火災等による損害に対する共済事業
２．町村職員の自動車の事故による損害に対する共済事業

Ⅱ　団体及び事業の運営、並びに人事管理

各団体は、それぞれ独立した組織であるが、設立の経緯やいずれも町村に関連した事業を行う団体であることから一体的に運営を行っている。

職員は、すべて全国町村会が採用し、一般財団法人全国自治協会の職員は全国町村会の職員が併任、全国町村職員生活協同組合の職員は全国町村会から出向している。

人事は、全国町村会が所掌し、全国町村職員生活協同組合を含め職員の異動を行っている。

給与・福利厚生の内容は各団体全て同じである。